

大阪各ブロック福祉有償運送運営協議会 御中
各市町村福祉有償運送担当部局・課室 御中

日頃の地域福祉の充実と、移動制約者の方々の移動の確保に向けた福祉有償運送のすそ野を広げるための努力に対し、深く敬意と感謝を申し上げます。

私たち関西STS連絡会も2001年11月結成以来、“誰もが自由に移動できる地域社会を”という一点でネットワークを創り、移動送迎サービスが市民活動として定着・発展し、関西の地域福祉の安定した進展の一助になればとの思いから努力と研究を重ねて参りました。

国土交通省と厚生労働省の中間整理から「全国(80条)ガイドライン」(2004年、国土交通省通達)の時期から、2006年に施行された「道路運送法改正(79条登録)」の段階へと進められてきた福祉有償運送への位置づけも法改正後の1年を経過し、一度、冷静に現状を点検してみると、私たちは考えているところと

おりしも国土交通省が主催するフォローアップ会議が3度にわたり開催され、制度そのもののチェックが幅広く行われております。また、昨年11月に私たちが主催した「移動送迎支援サービス・セミナー」に参加してくださった国土交通省自動車交通局・藤田耕三旅客課長さんは、「来期(今年)には運営協議会のあり方を考えるためのモデル的なところの実験を試みるための計画と予算を挙げている」と述べておられます。

私たちも全国ネットによる調査結果の集約がほぼ整う段階に入り、前述の「セミナー報告集」も完成させる予定をしており、今回の「要望書」の提出を契機にして、ますます各運営協議会、行政事務局、NPO団体、タクシー事業者、そして移動サービスの利用者(当事者)も含めて、公共交通機関のバリアフリー化と、福祉有償運送のさらなる安定的な発展のための論議につながればと考えているところと

諸先生方のご多忙を承知の上で、本「要望書」を提出する失礼をお許しください。

2008年2月6日

関西STS連絡会・代表 上田隆志

関西STS連絡会・大阪下85団体

2008年2月6日

福祉有償運送運営協議会 様

関西STS連絡会・代表 上田隆志
関西STS連絡会・大阪府下 85 団体

要 望 書

貴福祉有償運送運営協議会・会長並びに委員各位の皆様方には、「80条ガイドライン通達(2004年)」から2006年10月の「改正道路運送法(79条登録)」に至るまで、一貫して福祉有償運送の定着、発展のために運営協議会においてご尽力くださっていることに対して、関西STS連絡会に参加している大阪府下 85 団体の名をもって、深く敬意と感謝の気持ちを捧げたいと思います。

私たちは、市民活動やNPO等によるSTサービスや、タクシー事業者等による地域福祉交通を問わず、“誰もが自由に移動できる地域社会”の普及を願ってネットワーク活動を永年続けてまいりました。とりわけ、法制度が変わる度に多くのSTサービス実施団体様からの数々の悩みや、問い合わせに対応しながら、「運転協力者研修」の開催なども含めて、福祉有償運送の裾野を広げるべく努力してまいりました。

大阪府・大阪運輸支局の統計(2006年3月末)によると、大阪府内の移動制約者総数 773,019人(要支援・要介護者数:315,619人、移動制約者:331,438人、療育手帳所持者数:48,212人、精神障害者保健福祉手帳所持者数:33,280人、特定疾患医療受給者証交付数:44,470人)に対して、タクシー車両総数が身体障害:754台、寝台:34台という現状や、大阪府内「運営協議会」への福祉有償運送を担う申請団体総数が2007年4月統計で176法人(車両総数:487台)のみという現状は、移動制約者に対する移動手段が圧倒的に不足していることを示しております。

さて、この度の書面による「要望書」の提出でございますが、貴・福祉有償運送運営協議会の「協議の基準」の作成過程について何点かのお伺いしたい点がございまして、失礼かと存じながらも、今後の貴・運営協議会の定着と発展に向けて提出させていただくことにしたものです。

地域福祉社会の充実に向けて移動送迎支援活動を続けている私たちは、「改正道路運送法」(2006年10月)の基になっている国土交通省自動車交通局の「NPO等によるボランティア有償運送検討小委員会／報告書」(2006年1月)や、「施行規則」「諸通達」の内容と流れに違える上乗せ規制が各運営協議会で行われている旨の、STサービス実施団体からの問い合わせや相談の連絡が入る度に、これまでの“誰もが自由に移動できる地域社会を”の流れに逆行してしまわないかと、心を痛めてしまうのです。

今年の11月11日に私たちが開催したセミナー「=改正道路運送法から1年= 地域生活支援活動の現状から福祉有償運送の今後の課題を探る」に講師として参加下さった、国土交通省自動車交通局旅客課の藤田耕三課長は、①過渡期なもの、②目的に照らしてやむを得ないものと、③過剰なもの整理をされて、改正道路運送法の進展の中で見直しをしていくと明言されております。

今後の地域福祉社会の充実と福祉有償運送の定着、発展に向けて、以下に示す各項目に関して、協議の経緯を含めた貴・運営協議会としてのご見解を、2008年3月末日までに文章にて私どもにお示しいただくことを、ここに要請する次第です。

—記—

1. 運営協議会の「協議の基準」において、下記の要件について道路運送法「施行規則」「諸通達」以上の上乗せ規制を行うことに至った経緯について、明らかにされたい。

- ①「迎車回送料金」の扱い
- ②「セダン車両の使用」
- ③運転協力者の「適性診断」

2. 運営協議会の「要綱」「協議の基準」について、いかにして確定され、今後の見直し・修正のシステムについて、明らかにされたい。

3. 道路運送法「施行規則」「通達」に基づく運営協議会の構成員の選任について、大阪府調整、市町村調整がどのように行われ確定されているのかを、明らかにされたい。

4. 運営協議会での協議以前に、市町村申請窓口での道路運送法「施行規則」「諸通達」と違えた指摘、間違った(勘違いの)指導への苦情が寄せられています。地域事情・活動特性を生かしながら、地域福祉社会の充実と福祉有償運送の定着、発展につなげるため、早急に改善の措置をなされたい。

関西STS連絡会・事務局

〒556-0012 大阪市浪速区敷津東3丁目6番10号

◇Tel & Fax (06) 4396-9189